浄化槽工事の適正な施工の確保に関する覚書

第１条　発注者　　　　　　　　　　　　　　　（以下「発注者」という。）と浄化槽工事業者　　　　　　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）は，総社市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて発注者が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し，次のとおり覚書を締結し，信義を守り誠実にこれを履行する。

第２条　この覚書は，次の工事に適用する。

　（１）工事の場所　　　　総社市

　（２）工事の期間　　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

　（３）設置する浄化槽　　名称

　　　　　　　　　　　　　認定番号

　　　　　　　　　　　　　人槽

第３条　受注者は，別添の図面及び仕様書に基づき，前条の期間内に工事を完成して目的物を発注者に引き渡すものとする。

第４条　受注者は，この覚書に係る工事を，浄化槽法（以下「法」という。）第２９条第３項の規定により浄化槽設備士　　　　　　　　　　　　　　　に実地に監督させなければならない。

第５条　受注者は，法第４条第５項の規定による浄化槽工事の技術上の基準にしたがって工事を行わなければならない。

第６条　受注者は，総社市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき，所定の期間内に所定の書類及び写真を発注者に提出しなければならない。

第７条　発注者は，浄化槽の工事が本覚書の規定又は第５条に定める基準に適合しないと認めるときは，受注者に対しその瑕疵の修補を請求することができる。

２　発注者は，法第７条の規定による水質に関する検査を受け，その検査の結果，浄化槽の工事について改善の指摘を受けたときは，受注者に対しその瑕疵の修補を請求することができる。

３　前２項の規定による請求は，浄化槽の工事についての改善の指摘が発注者の責に帰すべき事由に基づくものである場合は行うことができない。

第８条　受注者は，発注者から前条の規定による瑕疵の修補を求められたときは，すみやかに修補を行わなければならない。

第９条　この覚書に定めのない事項については，必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ定めることとする。

　以上，覚書締結の証として，本書２通を作成し，それぞれが記名押印のうえ，各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　発注者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　受注者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞